

## 住民監査請求監査結果

### 1 請求の受理

平成24年9月20日に請求人から地方自治法(以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求(高監委第255号)は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

### 2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項から請求の要旨、理由を次のように解した。

#### (1) 請求の要旨

高槻市長(以下「市長」という。)に対し、次の措置をとるよう求める。

高槻市(以下「市」という。)は、平成24年4月25日から5月3日までの間にコンビニエンスストアで国民健康保険料を支払った世帯に対する督促状(以下「本件督促状」という。)の送付において、処理を怠り、期日までに納付完了の手続きを行わなかったため、既に納付済みの世帯に対して本件督促状が誤送付され、さらには「国民健康保険料の督促状の誤送付について(お詫び)」(以下「本件お詫び文」という。)等を送らなければならない結果となったことは、公金が無駄に支出され、市が違法かつ不当に損害を被った。よって、担当者及びその上司や決裁権者に対し、適正に業務を遂行していなかったために無駄に支出された本件督促状及び本件お詫び文等に係る費用を賠償請求するよう勧告すること。

#### (2) 請求の理由

国民健康保険課の担当者は平成24年5月14日に会計課から明細書を受け取っておきながら、納付完了の手続きを期日までに行わなかったため納付情報がシステムに反映されず納付されなかったものとして本件督促状が送付された。市は、対象者に本件お詫び文等も送った。本件お詫び文等の送付も本件督促状の誤送付がなければ、必要のないものであった。複数

の担当者・上司が確認作業を怠っていたことも原因であり同人らが確認をしていれば損害が防げたのであるから、同人らには市の損害を賠償すべき責任がある。

本件督促状と本件お詫び文の郵送料は 37 万 2,320 円になるが、少なくともそれだけの公金が違法不当に支出され、印刷費、紙代、封筒代、人件費等を含めると、その損害はより多くなると思われる。

### 3 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

請求人は、本件督促状及び本件お詫び文に係る公金の支出の損害賠償を求めているため、損害賠償請求をすべき事案に当たるか否かを監査対象事項とした。

#### (2) 監査対象部局

健康福祉部 国民健康保険課

#### (3) 請求人の証拠の提出及び意見陳述

平成 24 年 10 月 3 日に自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

#### (4) 関係職員の陳述

平成 24 年 10 月 3 日に、関係職員が、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求に対する陳述を行うとともに、請求人の立会いを認めた。

陳述を行った者 健康福祉部 国民健康保険課長

国民健康保険課課長代理

#### (5) 関係書類の調査

請求書及び資料請求により市から受けた証拠書類について調査し、関係職員に対し質疑を行った。

### 4 監査の結果

#### (1) 事実確認

ア 本件督促状及び本件お詫び文送付に係る経緯

本件督促状及び本件お詫び文送付に係る経緯は表にすると次のとお

りである。

発生年月日	内容
平成24年4月25日(水) ~5月3日(木)	各納付義務者が各コンビニエンスストア店舗にて国民健康保険料を納付する。
5月10日(木)	確報データを国民健康保険課専用パーソナルコンピューターで受信し、IT政策課にて確報データを処理する。
5月14日(月)	市に4月25日~5月3日コンビニエンスストアで納付された金額が入金される。会計課から国民健康保険課へコンビニ収納振込明細表が渡される。コンビニ収納振込明細表の内容を国民健康保険課端末で <u>処理する。</u> (処理されなかった。)
5月15日(火) ~18日(金)	督促状作成、抜取りし、督促状の発送についての起案・決裁後発送
5月21日(月)	問い合わせの電話等を受け、原因究明等を行う。
5月22日(火)	本件お詫び文の起案・決裁後発送

イ 本件督促状に係る5月14日(月)までの事務処理について

納付義務者から平成24年4月25日から5月3日の間に各コンビニエンスストア店舗にて国民健康保険料が納付され(以下「本件コンビニ収納分」という。)各コンビニエンスストア店舗から各取扱コンビニエンスストア本部に納入済通知書、売上日報、収納金が送付される。各取扱コンビニエンスストア本部から納入済通知書と販売時点情報管理システム端末により集信された収納情報をもとに収納金額を照合した収納情報(以下「確報データ」という。)収納金が収納代行委託事業者に送付され、収納代行委託事業者が取りまとめる。5月10日に収納代行委託事業者から確報データが国民健康保険課専用パーソナルコンピューター(以下「国保PC」という。)に送付される。

5月10日、国民健康保険課職員が、国保PCに確報データが格納されていることを確認しフロッピーディスクへ確報データを格納し、IT政策課にて確報データを処理する。この一連の作業により入金される金額、納付者の内訳が国民健康保険課専用端末(以下「国保端末」という。)で確定される。

5月14日収納代行委託事業者から市に4月25日から5月3日の間に各コンビニエンスストア店舗にて納付された現金が入金される。

会計課により作成された総件数、入金額が確認できるコンビニ収納振込明細表（以下「振込明細表」という。）を担当者が受け取る。

通常であれば、国保端末から5月10日に処理した確報データが下段に入力されている画面を呼び出し、5月14日に届いた振込明細表と確報データを突合し、上段に総件数、入金額を入力することにより各納付者別データ（金額、納付者の内訳）の国保端末への反映がされ消し込まれる。作業自体は5分程度の作業時間となっている。今回は、この部分の処理が5月14日中にされずに督促状に本件コンビニ収納分のデータが反映されなかった。

高槻市職員分限懲戒等審査委員会会議資料（以下「会議資料」という。）によると、コンビニ収納に係る確報データと振込明細表との突合等の上記処理は、週1、2回行われている。4月から担当者A（以下「A」という。）から担当者B（以下「B」という。）へ業務内容を教えながら4回共同で確報データと振込明細表の総件数、入金額の突合を行い、5月7、10、16日はBが一人で行った。確報データと振込明細表との突合、国保端末への入力について、5月14日はA、Bどちらが行うかは決まっていなかったが、Bが処理をし、Aがチェックするはずであったとのことである。Aは処理を誤ると今回のようなことになることは理解していたが、Bは突合処理をしないとデータが確定しないということなど業務の一連の流れを理解していなかったとのことであった。A、Bいずれかが、会計課から振込明細表を受け取り所定のファイルに保管したものの突合処理はせず、A、Bとも14日に処理しなければならないということについて、他の業務に気をとられ意識していなかったとのことである。また、銀行や窓口からの納付を含めたこの日計消込業務は納付義務者から納められた国民健康保険料入金作業という重要な業務と認識していたが、他業務に比べ単純作業という側面を有しているため、人員数等の理由からも新規採用職員等の経験年数が浅い職員を担当者として従事させ、これに対するフォロー体制として前担当者とともに業務を遂行させていたとのことである。

ウ 本件督促状に係る5月18日(金)までの事務処理について

5月15日から16日にかけて督促状を作成し、5月18日に同日までのOCR到着分、窓口入金分の督促状の抜取りや、転出、分納、住所氏名変更分の抜取りを行い、平成23年度国民健康保険料随時期分(平成24年5月1日納期限)の未納世帯233件と平成24年度国民健康保険料第1期分(平成24年5月1日納期限)の未納世帯11,060件の督促状発送についての起案がされ、主査、徴収チームリーダー主査、課長代理、課長の決裁後11,293通送付した。その内本件コンビニ収納分は2,327通であった。

会議資料によると、Aは5月16日督促状が打ち出された時点において、前年度同期と比べ打出し件数が2,000件以上多かったことを把握し、督促状の打出し条件の誤りがないかの確認を行ったが、本件コンビニ収納分の消込情報に問題があるとは気づけなかったとのことである。

エ 本件お詫び文に係る送付までの事務処理について

会議資料によると、5月21日に複数の納付義務者から既に支払ったはずの国民健康保険料の督促状が送付されたとの電話、窓口での問合せ件数が通常時に比べ多く、共通してコンビニエンスストアで納付したということであった。コンビニ収納分のデータを中心に調査したところ、5月10日到着分の確報データを国保端末での納付義務者画面に反映する5月14日の入力処理が完了しないまま督促状を作成し送付したものであると分かったとのことである。

5月22日、既に入金済みであったが、誤って平成23年度随時分及び平成24年度第1期分の督促状が送付された世帯2,327世帯から平成23年度随時分及び平成24年度第1期分両方該当する世帯に対しては1通のみの送付とし、電話等で本件お詫び文の送付の断りがあった5世帯を除き、本件お詫び文2,304通を送付した。

国民健康保険課の陳述によると、本件お詫び文は、入金を確認する電話を多数頂く中で、既に支払いが確認できていることをお知らせするとともに、二重払いを防ぐために必要であったため送付したとのこ

とである。

オ A、B、徴収チームリーダー主査、課長代理、課長の職務について

Aは、平成22年10月1日に新規採用となり国民健康保険課に配属された。担当業務は、主に国民健康保険料の口座振替を担当し、日計業務、督促状送付、納付や相談等の窓口業務も行っている。

Bは、平成24年4月1日新規採用となり国民健康保険課に配属された。担当業務は、主に銀行や窓口で納付された国民健康保険料を納入済通知書に基づいて国保端末に反映させる日計業務であり、納付や相談等の窓口業務も行っている。

課長は、平成24年4月1日から国民健康保険課課長として配属された。課長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場にある。国民健康保険課は、徴収チーム、庶務チーム、資格賦課チームの3チームで職員数は41名（非常勤職員9名を含む。）である。

A、徴収チームリーダー主査、課長代理、課長は、国民健康保険料を扱う業務の性質上、十分な注意を払い、確認ができる業務体制を整え、かつ、それを管理監督することが必要であったにも関わらず、不十分であったといわざるを得ず職務上の注意義務を怠ったために発生したものであり、再びこのような行為を繰り返さないよう深く反省を求めるために、平成24年5月31日に訓告処分となった。また、Bは新規採用者として配属され、Aからの引継ぎ中に発生したこと、担当業務の全体像が十分に説明されていなかったことから処分対象外とし健康福祉部長から口頭で指導を行うことが適当であると高槻市職員分限懲戒等審査委員会に判断され、健康福祉部長から口頭で指導された。

## (2) 判断

請求要旨及び理由、関係書類の調査、請求人の陳述並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

ア 本件督促状の送付に係る公金の支出について

5月18日に送付した督促状の内本件督促状2,327通は、5月14

日に国保端末に入力していれば送付することはなかったため、本件督促状 2,327 通分の郵便料等は、本来支出されることがなかった公金の支出といえる。

イ 本件お詫び文の送付に係る公金の支出について

5月22日に送付した本件お詫び文については、請求人が言うように本件督促状 2,327 通の送付がなければ本件お詫び文を送付することはなかったが、誤って送付した後の処理として4(1)エの二重払い等の混乱を防ぐためという国民健康保険課の陳述には理由があり、本件コンビニ収納分の入金確認のため上記のような方法をとった結果掛かった経費については、事務を処理するための必要な経費といえる。

ウ 上記4(2)アについて、市長はA、B、徴収チームリーダー主査、主査、課長代理、課長、市長に対して損害賠償請求をすべきか否か

(ア) A、Bについて

Bが5月14日の突合処理を失念し、AがBの仕事を確認するという立場にありながら確認していなかったことからするとA及びBに過失があったといえる。

直接の原因者たるB、Bの仕事を確認する立場にあったAは、予算執行職員等の権限に属する事務を直接補助する職員であるが、自治法第243条の2第1項後段の市の規則で指定したものではないから、同項所定の職員等には該当しない。したがって損害をA及びBに求償するには民法が適用される。民法第709条による損害賠償請求について検討するに、職員が職務遂行中になした行為により損害を市に与えた場合には、その過失の程度について国家賠償法が斟酌されなければならない。国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定している。

重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とされてい

る。(最高裁判決昭和32年7月9日)

Bは平成24年4月から新規採用職員として配属され、Aから事務の引継ぎ中に発生したこと、5月14日突合処理をAが行うのかBが行うのか明確に決まっていなかったことの事情を総合的に判断すると、Bが著しく注意義務を怠ったということとはできず、Aも5月14日突合処理をAが行うのかBが行うのか明確に決まっていなかったこと、5月7、10、16日は、B一人で問題なく行っており、作業自体は単純でこれまでこういう事例がなかったこと、5月16日督促状が打ち出された時点において、前年度同期と比べ打出し件数が2,000件以上多かったことを把握し、督促状の打出し条件の誤りがないかの確認は行ったが容易に原因解明できなかったこと、直接の原因はBにあること等の事情を総合的に判断するとA及びBに重大な過失があるとはいえず求償権を有しているとはいえない。さらに民法第709条では、故意又は過失により損害を賠償する責任を負うとしているが、自治法第243条の2や国家賠償法では重大な過失により責任を負うと定めているというバランスから、重大な過失があるとは言えないA及びBに市長が本件督促状の送付に係る損害賠償請求すべき求償権の行使を怠っているとはいえない。

(イ) 徴収チームリーダー主査、主査、課長代理について

徴収チームリーダー主査、主査、課長代理は、不法行為の行為者ではなく、また、自治法第243条の2第1項後段の市の規則で指定したものではないから、賠償責任を問える同項所定の職員等には該当しない。

(ウ) 課長について

課長は、本件督促状の発送についての決裁権者であり、実質的な支出負担行為者といえるため、自治法第243条の2第1項後段所定の職員等に該当する。課長が指揮監督すべき職員は41名であったというのであるから、その事務内容、事務量や課の規模からして、5月14日の突合処理という通常の業務について課長が部下に直接指示することまではせず、その処理を各担当の部下に任せていた



ことは、特に非難されるべきことではない。以上の事情を総合的に判断すると、本件督促状の送付について課長が著しく職務を怠ったということとはできず、課長に重大な過失があったということは認められないから、自治法第243条の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。

(エ) 市長について

市長は、自治法第243条の2第1項所定の職員等には含まれず、市長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるものと解されている。課長の職務上の義務の履行については上記のとおりであり、市長が特段指揮監督上の義務に違反しているとも認められないから、市長は賠償責任を負うものということとはできない。

(3) 結論

以上のことから、損害賠償請求をすべき事由はない。よって請求人の請求に理由はなく、当該措置の必要は認められない。

なお、市長に対し次のことを要望する。

本件督促状の送付については、職員が処理を失念したことが原因となり、結果として多くの市民に迷惑をかける事態となったことは大変遺憾である。管理監督する立場にある者を含め職員の軽易なミスがこのような結果となったことを肝に銘じ、組織全体が事務処理に対する緊張感と責任を持つよう再発防止に取り組み、市民に対する信頼回復に努められたい。